

一般貸切旅客自動車運送事業法令試験問題（解答）

試験実施日：令和 年 月 日

受験者名：（事業者名）

（氏名）

問1 次の問題に答えて下さい。

1. 旅客自動車運送事業者が事業用自動車の運転者として選任してはならない者として法令で定められている者を1つ記入しなさい。（運輸規則第36条）

答. 日々雇い入れられる者、2月以内の期間を定めて使用される者、試みの使用期間中の者、14日未満の期間ごとに賃金の支払いを受ける者

2. 国土交通大臣は、一般旅客自動車運送事業の許可を受けようとする者が一年以上の懲役又は禁錮の刑に処され、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から（　）年を経過していない者であるとき、許可をしてはならない。
(道路運送法第7条)

答. 5年

問2 次の問題の正しいものには○、間違っているものには×をつけて下さい。

- (○) 1. 道路運送法で「旅客自動車運送事業」とは、他人の需要に応じ、有償で、自動車を使用して旅客を運送する事業をいう。（道路運送法第2条）
- (○) 2. 道路運送法の目的には、公共の福祉を増進することが謳われている。
(道路運送法第1条)
- (○) 3. 一般旅客自動車運送事業者は、旅客に対し、収受した運賃又は料金の割戻しをしてはならない。（道路運送法第10条）
- (×) 4. 一般旅客自動車運送事業者は、事業の貸渡契約を締結すれば、一般貸切旅客自動車運送事業を他人にその名において経営させることができる。
(道路運送法第33条)
- (○) 5. 一般貸切旅客自動車運送事業者は、運行の主な経路における道路及び交通の状況を事前に調査し、かつ、その経路の状態に適すると認められる自動車を使用しなければならない。（運輸規則第28条）
- (×) 6. 一般貸切旅客自動車運送事業者は、認可を受けた運賃の範囲内で運賃を定め、あらかじめその旨を届け出なければならない。（道路運送法第9条の2）
- (○) 7. 旅客自動車運送事業者は、過労の防止を十分考慮して、国土交通大臣が

告示で定める基準に従って、事業用自動車の運転者の勤務時間及び乗務時間を定め、当該運転者にこれらを遵守させなければならない。
(運輸規則第21条)

- (×) 8. 一般貸切旅客自動車運送事業者は、事業用自動車の車内に運賃及び料金を旅客に見やすいように掲示しなければならない。
(運輸規則第4条)
- (×) 9. 一般旅客自動車運送事業者は、運賃及び料金又は払戻に関する事項について、事業計画に定めなければならない。(施行規則第4条)
- (○) 10. 一般貸切旅客自動車運送事業廃止届出書には、「廃止する理由」を記載する必要がある。(施行規則第25条)
- (○) 11. 一般貸切旅客自動車運送事業者は、毎事業年度の経過後100日以内に毎事業年度に係る事業報告書を管轄地方運輸局長に提出しなければならない。(運送事業等報告規則第2条)
- (×) 12. 一般旅客自動車運送事業者は、発地及び着地のいずれかがその営業区域外に存する旅客の運送をしてはならない。(道路運送法第20条)
- (×) 13. 一般旅客自動車運送事業者は事業の譲渡及び譲受を行う際には、事前に届出を行えばよい。(道路運送法第36条)
- (○) 14. 旅客自動車運送事業者は、その住所が変更になった場合、その所有する事業用自動車について、道路運送車両法の規定に基づき、変更登録の申請をしなければならない。(道路運送車両法第12条)
- (○) 15. 一般旅客自動車運送事業者は、年齢、運転の経験その他政令で定める一定の要件を備える者でなければ、その事業用自動車の運転をさせてはならない。ただし、当該運行が旅客の運送を目的としない場合は、この限りでない。(道路運送法第25条)

問3 次の法令の()にあてはまる言葉を下の枠内から選び、記号を入れて下さい。

1. 一般貸切旅客自動車運送事業者が使用する自動車が(ア)人以上の死者を生じる事故を引き起こした場合は、24時間以内においてできる限り速やかにその事故の概要を運輸支局長等(沖縄総合事務局長を含む。)に速報しなければなりません。

(事故報告規則第4条)

ア. 1 イ. 2 ウ. 5

2. 一般貸切旅客自動車運送事業の許可は、(ウ)ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。(道路運送法第8条)

ア. 2年 イ. 3年 ウ. 5年 エ. 6年 オ. 10年

3. 旅客自動車運送事業者は事業用自動車を（イ）しなければならない。
(運輸規則第44条)

ア. 可能な限り清潔に イ. 常に清潔に保持 ウ. 運行ごとに清掃

4. 旅客自動車運送事業者は、事業用自動車につき、点検整備、整備管理者の選任及び検査に関する（ウ）の規定に従うほか、省令に掲げる事項を遵守しなければならない。**(運輸規則第45条)**

ア. 道路運送法 イ. 道路法 ウ. 道路運送車両法 エ. 道路交通法

5. 一般旅客自動車運送事業者は、（イ）の変更をしようとするときは、国土交通大臣の認可を受けなければならない。**(道路運送法第15条)**

ア. 運行計画 イ. 事業計画 ウ. 運行回数

6. 旅客自動車運送事業者は、事業計画の遂行に十分な数の事業用自動車の運転者を（ア）選任しておかなければならない。**(運輸規則第35条)**

ア. 常時 イ. 必要に応じ ウ. 需要の繁閑に応じ エ. 随時

7. 一般旅客自動車運送事業の管理の委託及び受託については、国土交通大臣の（イ）を受けなければならない。**(道路運送法第35条)**

ア. 免許 イ. 許可 ウ. 認可

8. 旅客自動車運送事業者たる法人の代表権を有しない役員の変更にあっては、前年7月1日から6月30日までの期間に係る変更について、毎年（ウ）までに届け出るものとする。**(施行規則66条第2項)**

ア. 三月三十一日 イ. 五月三十一日 ウ. 七月三十一日

9. 旅客自動車運送事業者は、旅客に対する取扱いその他運輸に関して苦情を受け付けた場合には、法令に掲げる事項を営業所ごとに記録し、かつ、その記録を整理して（ウ）間保存しなければならない。**(運輸規則第3条)**

ア. 一ヶ月 イ. 六ヶ月 ウ. 一年 エ. 三年 オ. 五年

10. 旅客自動車運送事業者は、苦情を申し出た者に対して（ウ）、弁明しなければならない。**(運輸規則第3条)**

ア. 誠実に イ. 時間を定めて ウ. 遅滞なく

11. 旅客自動車運送事業者は、（ア）の責務を定めることその他国土交通大臣が告示

で定める措置を講ずることにより、絶えず輸送の安全性の向上に努めなければならない。**(運輸規則第2条の2)**

ア. 経営の責任者 イ. 事業の責任者 ウ. 運行の責任者

12. 旅客自動車運送事業者は、事業用自動車の運行を中断したときは、当該自動車に乗車している（イ）適切な処置をしなければならない。**(運輸規則第18条)**

ア. 事業者のために イ. 旅客のために ウ. 乗務員のために

13. 一般旅客自動車運送事業を經營しようとする者は、国土交通大臣の（イ）を受けなければならない。**(道路運送法第4条)**

ア. 承認 イ. 許可 ウ. 免許